

2. 統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の第2条（産業分類関係）及び第4条（特例）の解説

（昭和54年7月17日 行管乙第61号による行政管理事務次官通知）

改正（平成5年10月4日 総統審第62号による総務事務次官通知）

1 第2条第1項の解釈について

(1) 第2条第1項の「統計調査の結果を産業別に表示する場合」とは、統計調査の結果を事業所の経済活動の種類によって表示する場合をいう。したがって、事業所を調査単位とする調査において経済活動の種類を表示する場合のほか、人の属性をその所属する事業所の経済活動の種類によって表示する場合もこれに該当する。

なお、企業、作業等を調査単位とする調査において調査単位の経済活動の種類を表示する場合及び人の属性をその所属する企業、作業等の経済活動の種類によって表示する場合も、可能な限りこれに準拠することとする。

(2) 第2条第1項の「総務庁長官が公示する分類表によらなければならない。」とは、統計調査の結果を表示するのに、必ずしも総務庁長官が公示する分類表（以下「公示分類表」という。）の全体系を表示しなければならないという意味ではなく、当該統計調査の結果を表示するのに必要な範囲の分類項目を公示分類表にある項目そのままに表示すればよいということである。例えば、公示分類表の製造業に関する部分の分類項目のみを必要とする場合には、製造業以外の業種に関する部分の分類項目を表示する必要はない。

また、公示分類表には、大分類、中分類、小分類及び細分類の4段階があるが、そのいずれか一の段階に属する分類項目のみを使用することとして差し支えない。

(3) 第2条第1項の「ただし、特に必要がある場合においては、大分類項目を除く分類項目について、その直下位分類項目を細分し、又は直上位の一の分類に属する分類項目のいずれかを集約することができる。」とは、公示分類表そのままによることができない場合は、公示分類表の大分類項目以外の分類項目を細分又は集約した分類項目表によって統計調査の結果を表示することができるということをいう。言い換えれば、公示分類表の大分類項目を細分又は集約することはできないが、中分類項目及びそれ以下の下位分類項目を細分又は集約することはできるという意味である。ただし、この場合には、次に定めるところによらなければならない。

## ア 細分する場合

(ア) 公示分類表の特定の中分類項目（以下「当該中分類項目」という。）を細分して、中分類項目を増設する場合は、次のいずれかによる。

- a 当該中分類項目に属するいずれか一の小分類項目又は細分類項目をそのまま中分類に引き上げて、これを増設する中分類項目とする。
- b 当該中分類項目に属する小分類項目のいくつかを集約したものを中分類に引き上げて、これを増設する中分類項目とする。
- c 当該中分類項目に属する同一小分類項目に属する細分類項目のいくつかを集約したものを中分類項目に引き上げて、これを増設する中分類項目とする。

(イ) 公示分類表の小分類項目又は細分類項目を細分する場合も前記アの(ア)に準ずる。

なお、この場合、細分類項目の内容例示等を細分類項目の直下位分類項目とみなす。

## イ 集約する場合

(ア) 中分類項目を集約する場合は、公示分類表の同一大分類項目に属する中分類項目を集約してこれを中分類項目とすることはできるが、異なる大分類項目に属する中分類項目を互いに集約することはできない。

(イ) 公示分類表の小分類項目及び細分類項目を集約する場合も前記イの(ア)に準ずる。

ウ 細分類の下に細細分類を設けることは調査実施者の自由である。ただし、これらの細細分類を集約する場合は、前記イの(ア)に準じて、異なる細分類に属する細細分類を集約することはできない。

## 2 第2条第2項について

調査実施者が統計調査の結果を産業別に表示する場合には、使用した分類及び分類表の名称を当該統計表の表題又は注記等に明示しなければならない。この場合、分類及び分類表の名称は「日本標準産業分類」とした上で、大分類、中分類、小分類又は細分類のいずれによったかを記載することとする。

なお、集約又は細分を行った場合は、その箇所及び方法についての注を付記することとする。

### 3 第4条の規定に基づく手続について（特例）

統計調査の結果を産業別に表示する場合において、第2条第1項の規定に基づいて所要の分類表を得ることができない場合は、公示分類表以外の分類表を使用することができる。ただし、この場合、総務府長官に当該分類表を統計調査の結果の表示に使用することについて承認を求める必要がある。

この承認申請には、次の事項を記載することとする。

- ① 調査実施者名
- ② 統計調査の名称
- ③ 調査の単位（調査の単位と分類適用の単位とが異なる場合は両者を併記する。）
- ④ 調査の範囲
- ⑤ 使用する分類表（できれば分類表の作り方、公示分類表との比較及びその使用方法を付記する。）
- ⑥ 公示分類表によることができない理由

### 4 公示分類表の適用について

公示分類表の適用に当たっては、総務府刊行の「日本標準産業分類」によることとする。